

知立市ユニバーサルデザイン 基本計画

2019年3月

知 立 市

目 次

第1章 計画の考え方	1
(1) ユニバーサルデザインとは	1
(2) 計画の背景と目的	2
(3) 計画の役割	3
(4) 計画の対象	3
(5) 計画の位置づけ	4
(6) 計画の期間	4
第2章 課題の整理	5
(1) 推進主体別取り組み課題の整理	5
(2) 要素別まちづくり課題の整理	6
第3章 基本計画	9
(1) 基本理念	9
(2) 基本目標	10
(3) 施策体系	11
(4) 施策の各論	12
参考資料	16

第1章 計画の考え方

(1) ユニバーサルデザインとは

ユニバーサルデザインとは、年齢、性別、国籍、障がいの有無等に関わらず、すべての人が気持ちよく暮らせるようにあらかじめ都市景観や生活環境を計画する考え方です。「すべての、普遍的な」という意味の「ユニバーサル (Universal)」と「計画、設計」という意味の「デザイン (Design)」の2つの英単語を組み合わせた言葉で、その頭文字をとって「UD (ユーディー)」とも呼ばれます。

ユニバーサルデザインは、製品、施設、都市景観等の目に見えるものから、サービスやシステム等の目に見えないものまで多岐に渡っており、それらが関連し、互いに補完し合うことによってユニバーサルデザイン社会が実現します。

●ユニバーサルデザインの提唱者

ユニバーサルデザインはノースカロライナ州立大学のロナルド・メイス氏により提唱されました。自身も身体に障がいを持つメイス氏は、1980年代、それまでのバリアフリーの概念に代わって「できるだけ多くの人々が利用可能であるように製品、建物、空間をデザインすること」をユニバーサルデザインとして提唱しました。

●バリアフリーとの違い

ユニバーサルデザインとバリアフリーは混同されがちですが、似ているようで少し違います。

バリアフリーとは、「高齢者・障がい者等のさまざまな障壁（バリア）を取り除き、健常者との生活上の差別を無くしていく」という考え方です。

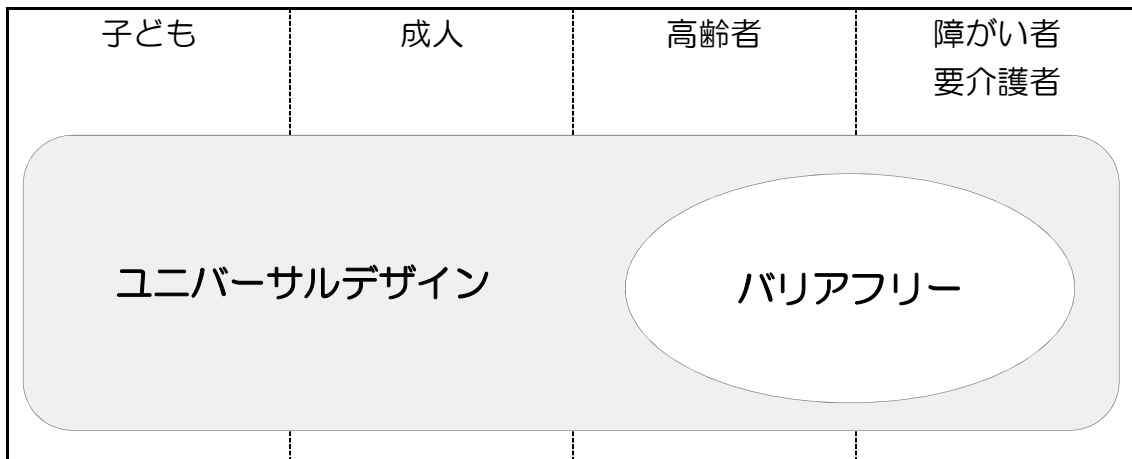
障壁があることが前提のバリアフリーに対し、ユニバーサルデザインは、「全ての人に使いやすいものやまちを作っていきましょう」という考え方で、障がいの有無・年齢・性別・国籍・人種等に関わらず多様な人々が快適に使えるように、あらかじめ都市や生活環境をデザインしていきます。

●ユニバーサルデザインは誰のため？

特定の人々を意識した特別の対応を図るのではなく、誰もができるだけ、同じ場所や同じ状況の下で暮らせるための社会をつくるのが、ユニバーサルデザインです。

ユニバーサルデザインは、すべての人に対する配慮を持って進めるものですが、それはすなわち自分のために進めるということになるのです。

図 1-1 対象となる範囲のイメージ



※対象は国籍や性別（性の多様性を含む）を問いません。

（２）計画の背景と目的

近年、全国的な少子高齢化の進行や外国人人口の増加等により、私たちを取り巻く環境は絶えず変化しています。また、人々の社会生活や能力、性の多様性など価値観が変化するとともに、高齢者、障がい者、外国人をはじめ多様な人々による社会活動・社会参加の機会が増えています。

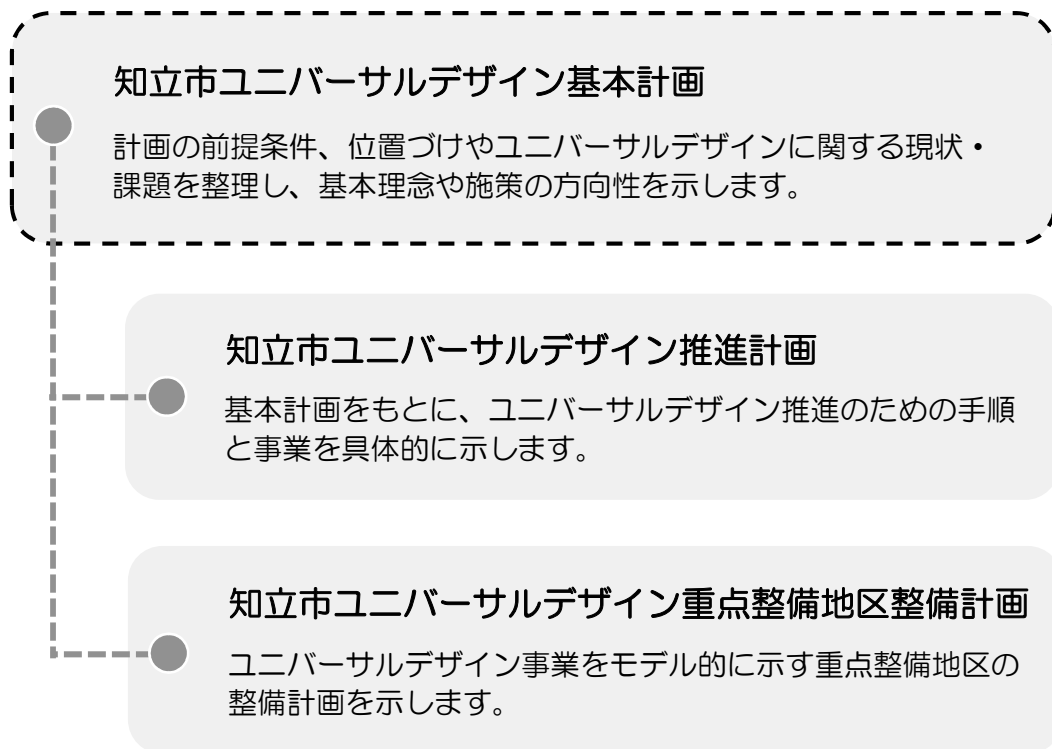
このため、まちづくりの考え方として、障がい者・高齢者等のために障壁を取り除くバリアフリーの考え方から、年齢、身体の状態、性別、国籍等を問わず、誰にでもやさしいまちづくりをめざすユニバーサルデザインの考え方が浸透してきています。

本市では、まちづくりの指針となる第6次知立市総合計画で、誰もが生活しやすいまちをめざし、歩行空間及び公共施設などの整備や改修改善においてユニバーサルデザインの考え方に基づいて改修等を行うとともに、多くの人が利用する民間施設においても、ユニバーサルデザインに基づく施設改善が進むよう啓発に努めることとしています。

本計画は、市民・事業者・市が協働によってユニバーサルデザインを推進していくことができるように、目指す方向とそれぞれに求められる姿勢を明らかにするものです。

(3) 計画の役割

本計画は、本市のユニバーサルデザインに関する基本方針を示すものです。施策や事業については、「知立市ユニバーサルデザイン推進計画」において具体的な取り組みを示し、「知立市ユニバーサルデザイン重点整備地区整備計画」においては、重点整備地区を設定し、知立駅付近連続立体交差事業及び知立駅周辺土地区画整理事業等の事業を中心に具体的取り組みの検討及び実施を行います。

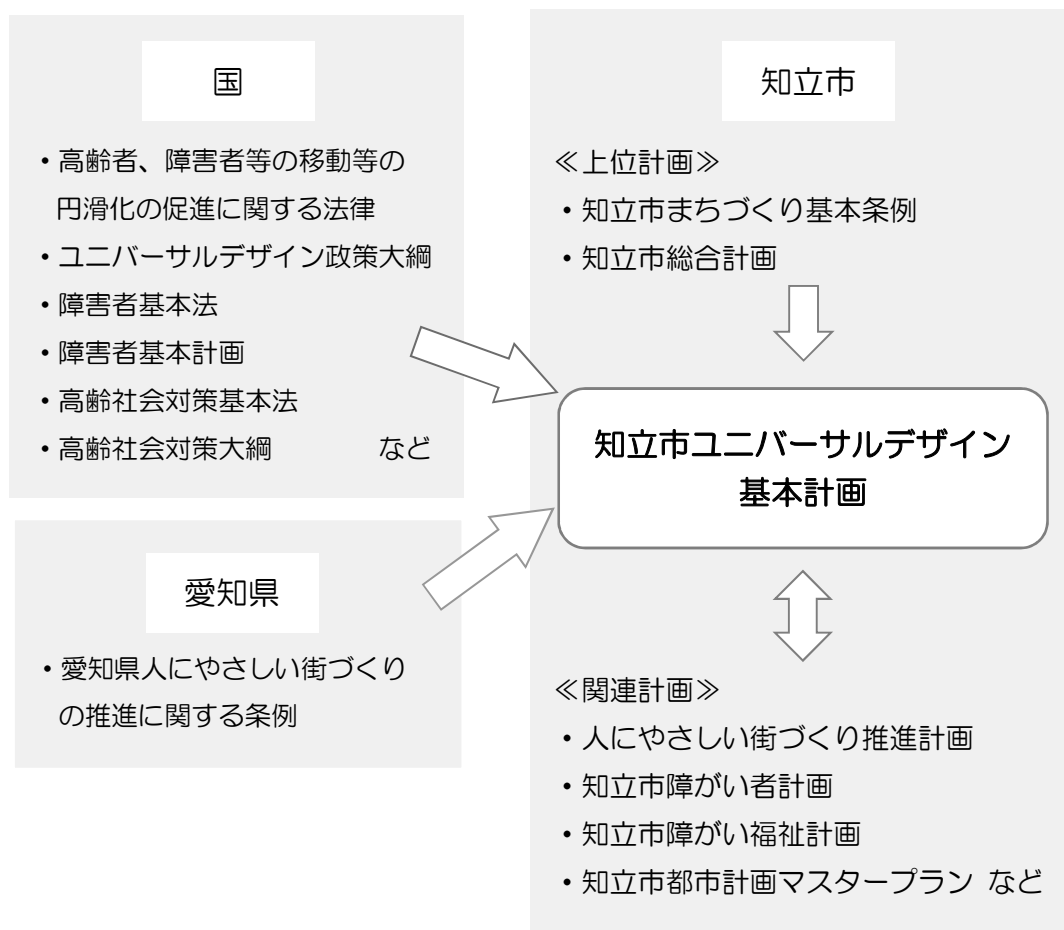


(4) 計画の対象

計画の対象は、行政区域全域とします。

(5) 計画の位置づけ

国及び県の法制度や関連計画との係わり、市の法制度や上位関連計画での位置づけを以下に示します。



(6) 計画の期間

計画の期間は、2019年度から2028年度までの10か年とします。

2019 年度		2028 年度	
基本計画	『思いやりのカタチ  魅力ある知立』 ～すべての人が暮らしやすい温かなまちづくり～		
	前 期 2019 年度～2023 年度	後 期 2024 年度～2028 年度	
推進計画・ 重点整備地区 整備計画			

第2章 課題の整理

(1) 推進主体別取り組み課題の整理

ユニバーサルデザインの推進にあたっては、行政をはじめとして、市民、事業者、各種団体等が主体的・積極的に取り組むことが求められます。

■行政

職員へのユニバーサルデザインに対する研修や情報発信等を行い、一人ひとりがユニバーサルデザインの考え方を深く理解した上で、まちづくりや各種行政サービスの提供等すべての行政分野に取り入れ、実践していくことが必要です。

■市民

市民一人ひとりがユニバーサルデザインの考え方を理解し、モラルを高め、お互いを思いやる気持ちや助け合う心を持つことが重要です。

■事業者

ユニバーサルデザインの考え方が浸透してきており、施設等のユニバーサルデザイン化が進んでいますが、今後も国のガイドラインや愛知県の人にやさしい街づくりの推進に関する条例等を参考に、各事業者には、ユニバーサルデザインについてより理解をしてもらうことが重要です。

■市民団体等

ユニバーサルデザインの推進に関する活動を行うボランティアやNPO*等の活動の継続や多様化が望まれます。

*NPO：民間非営利組織。市民活動やボランティア活動等の社会的な公益活動を行う人々の組織・団体の総称。行政とは違った立場で、企業のように営利を主目的としない、保健・医療・福祉、学術・文化・芸術・スポーツ、子どもの健全育成、環境保全、まちづくり等様々な分野で活躍する組織。日本では平成10年にNPO活動を促進するため、NPO法（特定非営利活動促進法）が施行されています。

（２）要素別まちづくり課題の整理

ユニバーサルデザインを進めるには、考え方の普及や啓発等によるサービス・情報の提供や心の結びつき（ソフト面）等と、施設整備や製品開発等による空間・環境（ハード面）の整備等を合わせて行うことが必要です。

《ソフト面》

年齢、性別、身体能力、国籍等に関係なく、すべての人が自立でき、安心して暮らすことができる社会の実現のためには、人々のユニバーサルデザインに関する認知度を高め、多くの人が社会に参加できる環境づくりを行っていくことが必要です。

また、高齢化の進展により災害犠牲者の多くが高齢者となっている現状に鑑みても、平常時の社会システムのみならず災害時においてもユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、要援護者のニーズに配慮した対策を進めることも重要です。

■普及・啓発

ユニバーサルデザインの考え方を普及させていくためには、ユニバーサルデザインに対する市民の理解が欠かせません。ユニバーサルデザインが定着してきてはいますが、引き続き普及・啓発に向けた情報発信や学習機会の提供を図っていくことが必要です。

■教育

ユニバーサルデザインを普及し実践していくためには、市民全体に対し、生涯学習・社会活動・学校教育などの場においてユニバーサルデザインを学ぶ機会づくりを行うことが必要です。

■支援

ユニバーサルデザインの推進に関する活動をしている事業者やボランティア・NPO等への支援が必要です。

■情報提供

市からの情報をすべての市民に等しく正確に伝えることができるよう、広報紙、テレビ、ラジオやインターネット等、多様な方法を用いて行うよう努めていますが、誰もが必要な情報を手軽に素早く入手できるよう、情報の提供方法についてさらに検討が必要です。

特に災害に関する情報は、外国人や障がいのある人、一人暮らしの高齢者等には伝わりにくいことから、すべての人が迅速・的確に情報を入手できるような仕組みを整えていくことが重要です。

■安全・防犯

都市部に多く発生する犯罪をまちづくりの観点から予防するため、防犯の視点を計画段階から取り入れた設計や取り組みを行っていくことが必要です。

《ハード面》

道路、公園等をはじめとする公共施設において、ユニバーサルデザイン化の整備が進んでいますが、未整備の場所については、ユニバーサルデザイン化を図っていくことが必要です。

これまで以上に、高齢者や障がいのある人、子どもや妊婦、外国人等、誰もが安心して利用できる施設等の整備を推進することが求められています。同時に、快適さや美しさを損なわないようなデザインへの配慮も必要です。

■建築物

ユニバーサルデザインの考え方の浸透に伴い、新設の建築物や公共交通施設等については比較的利用しやすさに配慮されたものが増えてきましたが、既存の施設には、施設内や建物内外における段差の存在、出入りしにくいドアの構造、施設案内板の不備等、改善の余地があるものもあります。大規模な商業施設等では、エレベーターや自動ドアの設置等の整備が進められてきましたが、法や条例の適用を受けない小規模な店舗等のバリアフリー化は経済的な理由等で進まない状況もみられます。民間施設でもユニバーサルデザインの考え方を取り入れた整備が進むためには、建築主をはじめ、設計者等の建築関係者に考え方を浸透させることが重要です。

また、住宅については、内部の段差の存在や手すり・エレベーターの未設置等の原因により、日常生活に不便をきたしている場合もあります。身体的な変化に対応し、移動が無理なく行えるような住宅が求められています。

■公共交通機関

本市のコミュニティバス（ミニバス）については、ノンステップバスの導入を進めています。また、路線バスについても、全ての人が安全に利用できるよう関係事業者に対し働きかけが必要です。

タクシーには、リフト付きの福祉タクシーが一部に導入されていますが、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインタクシーの導入についても、関係事業者に対し働きかけが必要です。

鉄道駅は高齢者や障がいのある人、重い荷物を持った旅行者、妊婦、小さな子どもを連れた人等にとって、より利用しやすい施設になるよう関係事業者に対し働きかけが必要です。

■まちづくり（道路・公園等）

これまでも、道路や公園等において、幅員の広い歩道の整備、多目的トイレの設置を行うとともに、案内看板等の外国語表記などユニバーサルデザインの考え方に基づいた整備を進めていますが、重要性の高い箇所から改善を行っているため、市全体で改善が進んでいるとは言えない状況です。

特に、道路には歩道と車道の区別がない、歩道は設置されていてもその幅が狭い等、歩行者にとって通行しにくい箇所があります。その他、モラルの欠如から、歩道や点字ブロック上への迷惑駐車、駐輪、置き看板の設置等、歩道の利用が阻害されている場所もみられます。

また、整備に時間を要しますが、歩道の設置や拡幅する都市計画道路が多くあるため、これらの整備を着実に進める必要があります。

第3章 基本計画

(1) 基本理念

ユニバーサルデザインは、空間や環境面等の整備といったハード面と心の結びつきやサービス・情報提供といったソフト面の両方により成り立つものです。

これらを踏まえて、本計画の基本理念は次のように定めます。

『 **思いやりのカタチ**  **魅力ある知立** 』
～すべての人が暮らしやすい温かなまちづくり～

『**思いやりのカタチ**』……空間・環境面（ハード面）の整備等

『**魅力ある知立**』……………心の結びつきやサービス・情報の提供（ソフト面）等

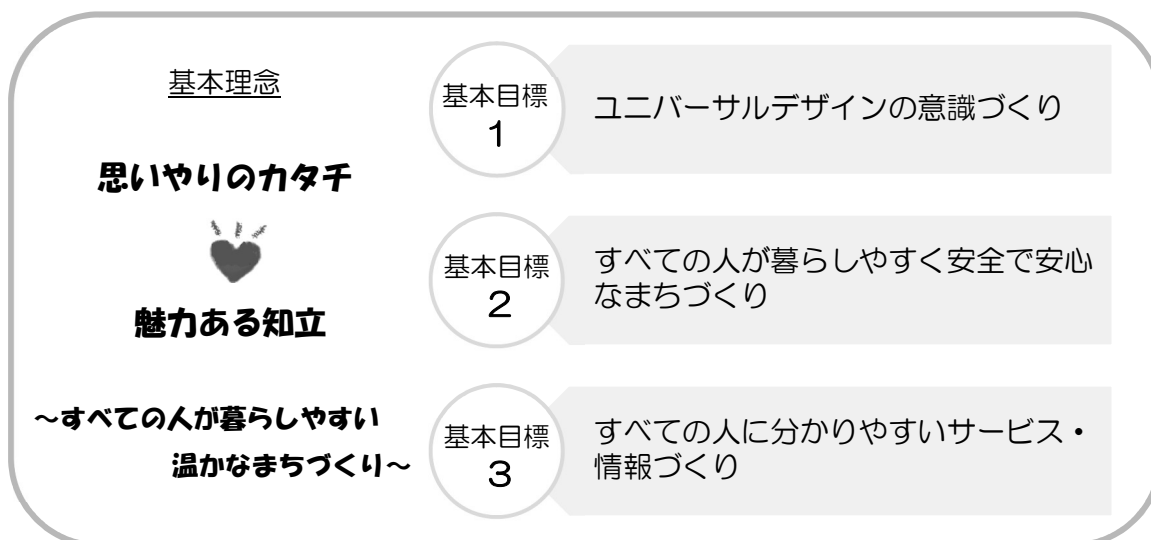
『  』……………ハード面とソフト面を
 （ハート = 心・気持ち）でつなぐ

また、ユニバーサルデザインを推進し、すべての人が暮らしやすいと感じるまちづくりを進めていくことを念頭に、サブテーマを「すべての人が暮らしやすい温かなまちづくり」と設定しました。

知立市では、この基本理念を実現できるよう、ユニバーサルデザインの推進を図っていきます。

(2) 基本目標

本計画の基本理念を実現するため、次に掲げる3項目を基本目標として具体的な施策に取り組んでいきます。



基本目標 1 ユニバーサルデザインの意識づくり

行政はもちろん、市民や事業者がユニバーサルデザインの考え方を理解し、それぞれの活動を通じて、まちづくり、ものづくり、人づくり等に取り組んでいくことができるよう、皆さんへの普及啓発を図っていきます。

家庭、地域、学校等においては、相手を思いやる心を醸成し、それを実践できる意識の教育に取り組めます。

基本目標 2 すべての人が暮らしやすく安全で安心なまちづくり

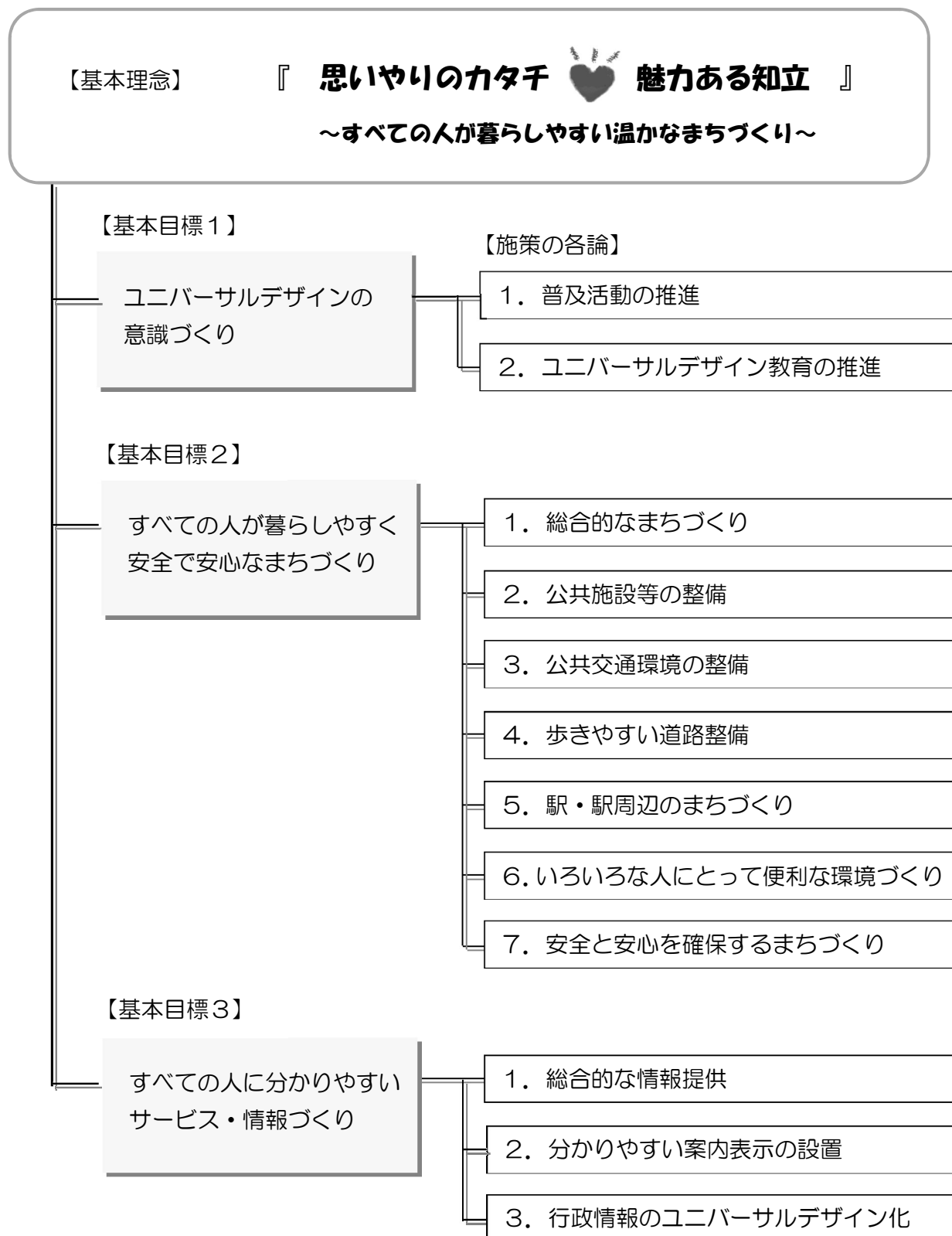
まちづくり等の基盤整備を行う際には、ユニバーサルデザインの視点に立った計画とし、すべての市民に快適となるよう、配慮のあるまちづくりを進めていきます。

人の動作には幅があることから、高齢や障がいのため体の自由がきかない人や、大きな荷物を抱えた人、乳幼児と一緒にいる人等、人によって異なる動作の正確さ、安定性、寸法、速度に配慮した設計を行っていきます。また、快適さや美しさをも備えたさりげないデザインの実現を図っていきます。

基本目標 3 すべての人に分かりやすいサービス・情報づくり

行政であっても、民間であっても、利用される人の特性や差異に応じたコミュニケーション手段を取ることによって要望を十分に把握し、多様できめ細かく、満足していただけるサービスの提供を目指していきます。

(3) 施策体系



（４）施策の各論

基本目標１ ユニバーサルデザインの意識づくり

1. 普及活動の推進

ユニバーサルデザインに基づくまちづくりに対する意識の定着を図るため、さまざまな機会を捉えて一人ひとりの状況に応じた適切な情報発信や学習機会の提供を行い、ユニバーサルデザインに関する意識の啓発を図ります。

- ・啓発パンフレットを作成し、市民や事業者に配布します。
- ・企業や商工会等へ、ユニバーサルデザインの普及啓発を働きかけます。

2. ユニバーサルデザイン教育の推進

市民のユニバーサルデザインに対する理解が進むよう、多様な価値観を受け入れ、他者への思いやりやお互いを尊重し合う気持ち、お互いに補い合う心を醸成する教育に取り組みます。

- ・ユニバーサルデザイン「出前講座」を実施します。
- ・学校教育の場で、ユニバーサルデザイン教育を取り入れていきます。
- ・市職員を中心としたユニバーサルデザインの知識を深める活動を行います。

基本目標２ すべての人が暮らしやすい安全で安心なまちづくり

1. 総合的なまちづくり

まちづくり全般においてユニバーサルデザインを推進し、魅力ある社会環境の実現と地域の活性化を目指します。

- ・都市計画マスタープランをはじめとした各種まちづくりの計画等にユニバーサルデザインの考え方を盛り込みます。
- ・地域に関わる多様な立場の人々の協働によるまちづくりを推進していきます。

2. 公共施設等の整備

ユニバーサルデザインの考え方を基本とし、新規施設の整備や既存施設の改修等を行います。

- ・ 今後整備する市の施設については、設計の段階からユニバーサルデザインに配慮して整備を進めます。
- ・ ショッピングセンター、銀行、病院等、多くの人が利用する施設について、誰もが安心してスムーズに移動でき、利用しやすくなるような整備となるよう働きかけます。

3. 公共交通環境の整備

利用者の声を十分に受け入れ、誰もが安全で円滑に移動できる公共交通環境の整備を目指します。

- ・ コミュニティバスのノンステップバス化を進めます。
- ・ ユニバーサルデザインタクシー車両の導入を関係事業者に働きかけ、高齢者や障がいのある人が移動しやすい環境の整備を促進します。

4. 歩きやすい道路整備

誰もが安心して通行できる歩道の整備や歩道の段差・勾配の改善、交差点改良等、道路交通安全施設の改善整備を図り、快適な歩行空間を形成します。

- ・ 安全な歩行や自転車走行ができるよう、適切な幅のある歩道を作ります。
- ・ 段差が支障にならないように、歩道を計画します。
- ・ 歩行者等の安全な移動を確保するために、歩道上に障害物を置かないよう意識啓発を図ります。

5. 駅・駅周辺のまちづくり

身体的な負担が少なく、連続性が確保され、円滑かつ安全に移動できるような駅・駅周辺整備を推進します。

- ・名鉄知立駅については、連続立体交差事業に伴い、さらに使いやすくなるよう、乗降場所の段差解消等について、事業者への働きかけを行っていきます。
- ・駅前広場へのバス、タクシー、一般車等の乗り入れがスムーズになるよう計画します。
- ・自転車置場を充実させ、公共交通機関への乗り継ぎをスムーズにします。
- ・電線地中化を推進し、通行しやすい環境をつくれます。

6. いろいろな人にとって便利な環境づくり

多くの人に心地よく快適とってもらえる、思いやりの環境づくりを進めます。

- ・音響信号機、誘導ブロック、点字つき2段手すり等の設置に努めます。
- ・高齢者や車椅子を使用している人等、誰にとっても利用しやすいエレベーター、エスカレーター、各種自動販売機、水飲み、手洗い、スイッチ等の設置に努めます。
- ・多目的トイレ（オストメイト対応含む）の設置に努めます。

7. 安全と安心を確保するまちづくり

市街地の整備にあたっては、災害や犯罪の発生を防ぐよう工夫するなど、防災や防犯の視点に基づく総合的なまちづくりを行い、市民が安全に安心して暮らすことができる都市空間の形成を図ります。

- ・防犯性の高い公園等の整備を推進します。
- ・地域における防災・犯罪情報等を積極的に提供していきます。

基本目標3 すべての人に分かりやすいサービス・情報づくり

1. 総合的な情報提供

すべての人が行政等から発信される日常生活に関する情報を簡単に正確に入手できるよう、伝達手段と媒体の特性を活かした有効な情報提供を行う方法を整備します。

- ・ 知立駅付近にて、パティオ池鯉鮒やリリオコンサートホール等の催し物、市の行事、主要施設、観光情報等が分かるよう総合的な案内を実施します。また、観光情報については、知立まつりをはじめとするお祭りや山車文楽とからくり等の文化を活かした情報の発信に努めます。
- ・ 市内案内マップ等を作成し配布します。

2. 分かりやすい案内表示の設置

多くの市民や来訪者が利用する施設の動線上の適切な箇所に、すべての人が分かりやすい施設看板等の案内表示の設置を推進します。

- ・ 誰も見やすく分かりやすい案内・誘導・規制等の案内表示を設置します。また、案内表示を見づらくするような広告・看板の規制に努めます。
- ・ 知立駅から公共交通機関への案内表示は、連続性・統一性のある表示に努めます。
- ・ 知立駅等、多くの人が集まる場所における防災情報の提供に努めます。
- ・ 音声案内システム等を適切な位置に設置します。

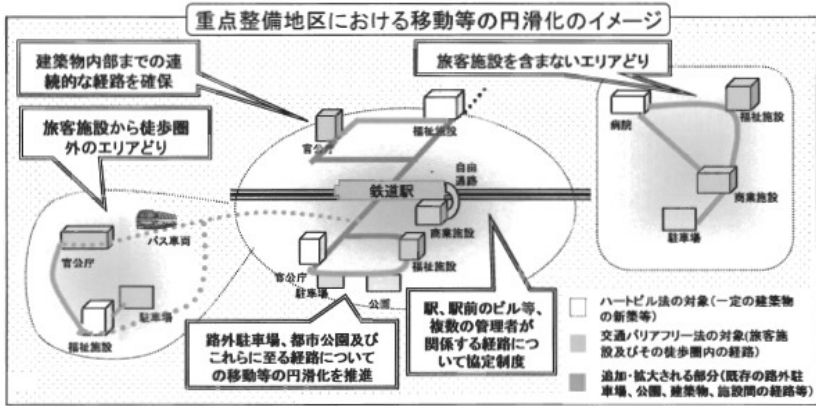
3. 行政情報のユニバーサルデザイン化

市から発信する情報は、誰もが理解できるよう分かりやすい表現に努めます。

- ・ 行政文書や広報について、分かりやすい表現方法、デザイン、レイアウトに配慮し、見やすい文字サイズや書体等を使用します。
- ・ ホームページや広報でユニバーサルデザインの情報を幅広く提供します。

参考資料

(1) 国及び県の法制度・関連計画等

法 令 名	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
制 定 主 体	国土交通省
制 定 年 月	平成 18 年 6 月
制定の目的	建築物及び敷地内での規制であった「ハートビル法」（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律）と駅舎等の交通公共機関内での規制であった「交通バリアフリー法」（高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律）を統合し、建築物と旅客施設をつなぐ経路を含めた地域全体をバリアフリー化することをねらいとする。
概 要	●移動等の円滑化のために施設管理者が講ずべき措置 旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設、建築物について、新設時または改良時の移動等円滑化基準への適合義務を定め、既存の施設についても基準適合の努力義務を定めている。 ●重点整備地区における移動等の円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な実施  市町村は、旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の高齢者、障害者等が生活上利用する施設を含む地区について基本構想を作成することができる。 公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者、建築物の所有者、公安委員会は、基本構想に即して移動等円滑化のための特定事業を実施。 重点整備地区内の駅、駅前ビル等、複数管理者が関係する経路につい

	ての協定制度。 ●住民等の計画段階からの参加の促進を図るための措置 基本構想策定時の協議会制度の法定化 住民等からの基本構想の作成提案制度創設 等
--	--

法 令 名	ユニバーサルデザイン政策大綱
策 定 主 体	国土交通省
策 定 年 月	平成 17 年 7 月
策定の目的	「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、今後、身体的状況、年齢、国籍等を問わず、可能な限り全ての人が、人格と個性を尊重され、自由に社会に参画し、いきいきと安全で豊かに暮らせるよう、生活環境や連続した移動環境をハード・ソフトの両面から継続して整備・改善していくという理念に基づき定めた。
概 要	●基本的考え方 1. 利用者の目線に立った参加型社会の構築 2. バリアフリー施策の総合化 3. だれもが安全で円滑に利用できる公共交通 4. だれもが安全で暮らしやすいまちづくり 5. 技術や手法等を踏まえた多様な活動への対応 ●10の施策 1. ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた多様な関係者の参画の仕組みの構築 2. ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた評価・情報共有の仕組みの創設（ユニバーサルデザイン・アセスメント） 3. 一体的・総合的なバリアフリー施策の推進 4. ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた基準・ガイドラインの策定 5. ソフト面での施策の充実（「心のバリアフリー」社会の実現等） 6. だれもが安全で円滑に活用できる公共交通の実現 7. だれもが安全で暮らしやすいまちづくり 8. さまざまな人・活動に応じた柔軟な対応 9. IT等の新技術の活用 10. 先導的取り組みの総合的展開（リーディング・プロジェクト、リーディング・エリア）

法 令 名	障害者基本法
制 定 主 体	内閣府
制 定 年 月	昭和 45 年 5 月 最終改正：平成 25 年 6 月
制定の目的	障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。
概 要	●基本的理念 すべて障害者は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する。 すべて障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される。 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。 ●施策の基本方針 障害者の自立及び社会参加の支援のための施策は、障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、かつ、有機的連携の下に総合的に、策定され、及び実施されなければならない。 障害者の自立及び社会参加の支援のための施策を講ずるに当たっては、障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない。 ●障害者の福祉に関する基本的施策 ・公共的施設のバリアフリー化 国及び地方公共団体は、障害者の利用の便宜を図ることによって障害者の自立及び社会参加を支援するため、自ら設置する官公庁施設、交通施設その他の公共的施設について、障害者が円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等の計画的推進を図らなければならない。 ・情報の利用におけるバリアフリー化 国及び地方公共団体は、障害者が円滑に情報を取得し及び利用し、その意思を表示し、並びに他人との意思疎通を図ることができるようにするため、障害者が利用しやすい電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の普及、電気通信及び放送の役務の利用に関する障害者の利便の増進、障害者に対して情報を提供する施設の整備、障害者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣等が図られるよう必要な施策を講じなければならない。

法 令 名	障害者基本計画
策 定 主 体	内閣府
策 定 年 月	平成 30 年 3 月（第 4 次）
策定の目的	障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成 30（2018）年度からの 5 年間に講ずべき障害者施策の基本的方向について定めた。
概 要	●計画の考え方 国民誰もが人格と個性を尊重して相互に支え合う共生社会の実現 ●障害者施策の基本的な方向 ・安心・安全な生活環境の整備 障害者がそれぞれの地域で安全に安心して暮らすことができる生活環境の実現を図るため、障害者が安全に安心して生活できる住環境の整備、移動しやすい環境の整備、アクセシビリティに配慮した施設等の普及促進、障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進を通じ、障害者の生活環境における社会的障壁の除去を進め、アクセシビリティの向上を推進する。 ・情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 障害者が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、障害者に配慮した情報通信機器・サービス等の企画、開発及び提供の促進や、障害者が利用しやすい放送・出版の普及等の様々な取組を通じて情報アクセシビリティの向上を推進する。あわせて、障害者が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援を担う人材の育成・確保やサービスの円滑な利用の促進、支援機器の開発、提供等の取組を通じて意思疎通支援の充実を図る。 ●今後の長期的課題 ・社会環境の変化と未来予測を踏まえた具体的な指標の設定が求められる。 ・通勤等の雇用・就業に伴う移動を含め、日常生活における障害者の移動の支援の充実に向けた検討を進めていくことが求められる。

法 令 名	高齢社会対策基本法
制 定 主 体	内閣府
制 定 年 月	平成 7 年 11 月 最終改正：平成 11 年 7 月
制定の目的	我が国における急速な高齢化の進展が経済社会の変化と相まって、国民生活に広範な影響を及ぼしている状況にかんがみ、高齢化の進展に適切に対処するための施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、高齢社会対策の基本となる事項を定めること等により、高齢社会対策を総合的に推進し、もって経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上を図ることを目的とする。
概 要	●基本理念 ・国民が生涯にわたって就業その他の多様な社会的活動に参加する機会が確保される公正で活力ある社会 ・国民が生涯にわたって社会を構成する重要な一員として尊重され、地域社会が自立と連帯の精神に立脚して形成される社会 ・国民が生涯にわたって健やかで充実した生活を営むことができる豊かな社会 ●基本的施策 ・就業及び所得については、高齢者がその意欲と能力に応じて就業することができる多様な機会を確保すること、公的年金制度と雇用との連携を図りつつ適正な水準を確保すること、自主的な努力による資産の形成等を支援すること等 ・健康及び福祉では、国民が自らの健康の保持増進に努めることができるよう総合的な施策を講ずること、地域における保健及び医療並びに福祉の相互の有機的な連携を図りつつ適正な医療保健サービス及び福祉サービスを総合的に提供する体制の整備を図ること、適切な介護のサービスを受けることができる基盤の整備を推進すること等 ・学習及び社会参加に関しては、生涯学習の機会を確保すること、高齢者の社会的活動への参加を促進し、ボランティア活動の基盤を整備すること等 ・生活環境では、高齢者に適した住宅等の整備を促進し、高齢者のための住宅を確保し、高齢者の円滑な利用に配慮された公共的施設の整備を促進すること、高齢者を交通事故、犯罪、災害等から保護すること等

法 令 名	高齢社会対策大綱
策 定 主 体	内閣府
策 定 年 月	平成 30 年 2 月
策定の目的	高齢社会対策基本法第6条の規定に基づき、政府が推進すべき基本的かつ総合的な高齢社会対策の指針として定めた。
概 要	●基本的考え方 高齢社会対策は、高齢社会対策基本法第2条に掲げる次のような社会が構築されることを基本理念として行う。 ①国民が生涯にわたって就業その他の多様な社会的活動に参加する機会が確保される公正で活力ある社会 ②国民が生涯にわたって社会を構成する重要な一員として尊重され、地域社会が自立と連携の精神に立脚して形成される社会 ③国民が生涯にわたって健やかで充実した生活を営むことができる豊かな社会 これらの社会の構築に向け、以下に掲げる3つの基本的考え方に則り、高齢社会対策を進める。 (1) 年齢による画一化を見直し、全ての年代の人々が希望に応じて意欲・能力をいかして活躍できるエイジレス社会を目指す。 (2) 地域における生活基盤を整備し、人生のどの段階でも高齢期の暮らしを具体的に描ける地域コミュニティを作る。 (3) 技術革新の成果が可能にする新しい高齢社会対策を志向する。 ●分野別の基本的施策 ・高齢社会に適したまちづくりの総合的推進 (ア) 多世代に配慮したまちづくり・地域づくりの総合的推進 高齢者等全ての人が安全・安心に生活し、社会参加できるよう、自宅から交通機関、まちなかまでハード・ソフト両面にわたり連続したバリアフリー環境の整備を推進する。 (イ) 公共交通機関等の移動空間のバリアフリー化 高齢者や障害者等も含め、誰もが屋内外をストレス無く自由に活動できるユニバーサル社会の構築に向け、ICT を活用した歩行者移動支援の普及及び促進を図る。 (ウ) 建築物・公共施設等のバリアフリー化 病院、劇場等の公共性の高い建築物のバリアフリー化の推進を図るとともに、窓口業務を行う官署が入居する官庁施設について、高齢者を始め全ての人が、安全・安心、円滑かつ快適に利用できる施設を目指した整備を推進する。

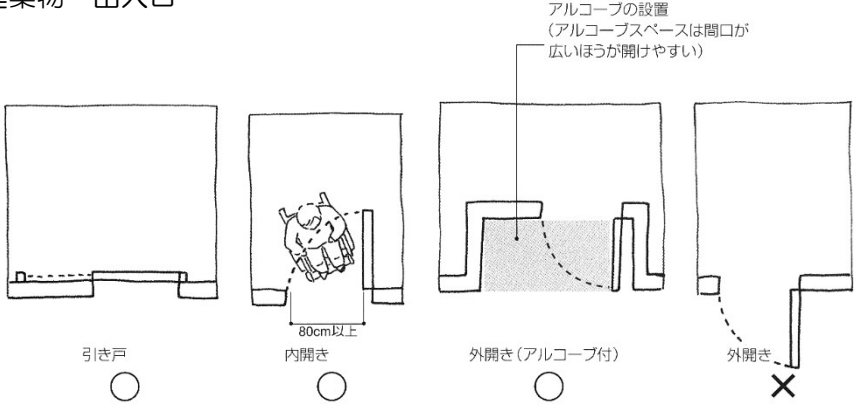
法 令 名	人にやさしい街づくりの推進に関する条例
制 定 主 体	愛知県
制 定 年 月	平成 6 年 10 月 最終改正：平成 19 年 3 月
制定の目的	すべての県民が個人として尊重され、あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられることが街づくりにおいて極めて重要であることにかんがみ、高齢者、障害者等を含むすべての県民があらゆる施設を円滑に利用できる人にやさしい街づくりについて、県及び事業者の責務並びに県民の役割を明らかにするとともに、人にやさしい街づくりに関する施策の基本方針を定めること等により、人にやさしい街づくりの推進を図り、もって県民の福祉の増進に資することを目的とする。
概 要	●施策の基本方針 高齢者、障害者等を含むすべての県民が円滑に利用できるよう建築物等の整備を促進すること。 高齢者、障害者等を含むすべての県民が自らの意思で円滑に移動できるよう道路、公共交通機関の施設等の整備を推進すること。 ●整備基準の遵守義務等 特定施設の新築若しくは新設、増築又は改築する場合は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために必要な特定施設の構造及び設備に関する措置の基準を遵守しなければならない。 ・100㎡超の特殊建築物等：通路幅・段差・スロープ、出入口の幅、階段の構造、エレベーターの設置、便所の設備、構造等、興行場等の車椅子用客席、車椅子使用者用駐車施設、視覚障害者誘導用ブロック等 ・100㎡以下の特殊建築物：段差、スロープ、出入口の幅 公共交通機関の施設：交通バリアフリー法の上乗せ措置（洋式便器の設置等）

(2) 市の法制度・上位関連計画

法 令 名	知立市まちづくり基本条例
制 定 年 月	平成 17 年 3 月
改 定	平成 25 年 3 月
制定の目的	知立市のまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、協働によるまちづくりを推進するための基本原則を定めることにより、豊かで潤いのある地域社会の実現を図ることを目的とする。
概 要	これからのまちづくりを行う上で、市民・市議会・行政のそれぞれの果たすべき役割や協働して行うまちづくりの基本ルールを定めたもので、市政運営の指針となるもの。 ●まちづくりの基本理念 第3条 市民、市議会及び市は、次に掲げるまちづくりを推進するため、協働することを原則とします。 (1) 人と環境にやさしく、健康で安心して暮らせるまちづくり (2) 人々が集う交流のまちづくり (3) 次代を担う子どもを豊かに育むまちづくり (4) 互いの人権を尊重し、思いやりの心を育むまちづくり (5) 芸術や文化を大切にするまちづくり 2 市民、市議会及び市は、情報を共有することを原則とします。 3 市民、市議会及び市は、互いに尊重し合い、常に信頼関係を築くための努力をすることを原則とします ●市民の権利 第4条 市民は、まちづくりに関する情報を知る権利を有します。 2 市民は、まちづくりに参画する権利を有します。 ●市民の責務 第5条 市民は、まちづくりの基本理念にのっとり、主体的にまちづくりに取り組むよう努めなければなりません。 2 市民は、まちづくりに取り組むにあたり、自らの発言及び行動に責任を持たなければなりません。
ユニバーサルデザイン 関連施策等	—

計 画 名	第6次知立市総合計画
策 定 年 月	平成 27 年 3 月
策 定 期 間	基本構想：10 年間（2015 年度から 2024 年度） 基本計画：10 年間（2015 年度から 2024 年度） 実施計画：3 年間
策定の目的	本市においては、これまでの地域課題に対応するとともに、社会経済状況を踏まえた新たな課題に対応した市政運営や、「知立市まちづくり基本条例」推進する中で、市民と行政との協働により地域の課題に対応する新しいまちづくりを進める必要がある。第5次知立市総合計画に引き続き、新たな市政運営の目標とその達成に向けた施策を明らかにするため策定された。
計画の概要	●まちづくりの基本理念 知立市まちづくり基本条例第3条には、まちづくりの基本理念として下の5点を定めています。本計画は、この基本理念に基づきまちづくりを推進するものとします。 ①人と環境にやさしく、健康で安心して暮らせるまちづくり ②人々が集う交流のまちづくり ③次代を担う子どもを豊かに育むまちづくり ④互いの人権を尊重し、思いやりの心を育むまちづくり ⑤芸術や文化を大切にするまちづくり ●まちの将来像：『輝くまち みんなの知立』 ～安らぎ・にぎわう 住みよさを誇れるまち～
ユニバーサルデザイン 関連施策等	●ユニバーサルデザインの推進 年齢、性別、国籍の違いや、障がいの有無を問わず、誰もが生活しやすいまちをめざし、歩行空間及び公共施設などの整備や改修改善の際には、知立市ユニバーサルデザインガイドラインに基づいた整備と点検・修繕を行います。 また、多くの人々が利用する民間施設においても、ユニバーサルデザインに基づく施設改善が進むよう啓発に努めます。

法 令 名	・知立市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例 ・知立市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例
制 定 年 月	平成 25 年 3 月
制定の目的	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 10 条第 1 項、第 13 条第 1 項の規定に基づき、市が管理する市道または、市が設置する都市公園に係る移動等円滑化のために必要な構造に関する基準、または施設の設置に関する基準を定めた。
概 要	道路を新設・改築する場合、または都市公園を整備する場合の一般的技術的基準を国が定めており、これらの国の基準と同様な基準を条例で定めることで、今後も継続して道路および都市公園の安全性・円滑性を確保するために、以下の項目について基準を定めた。 <道路> ・歩道等の基準 ・立体横断施設の基準 ・自動車駐車場の基準 ・案内標識の基準 ・視覚障害者誘導用ブロックの基準 <都市公園> ・園路及び広場の基準 ・休憩所及び管理事務所の基準 ・駐車場の基準 ・便所の基準 ・掲示板の基準 ・標識の基準
ユニバーサルデザイン 関連施策等	—

計 画 名	人にやさしい街づくり推進計画 2010
策 定 年 月	平成 22 年 3 月
策定の目的	人にやさしい街を計画的に実現することを目的とし、人にやさしい街づくりの実現のためには、本市が街づくりの主要な担い手として、人にやさしい公共施設の整備を行ってだけでなく、民間事業者においても誰もが円滑に利用することができる施設の整備をすすめるとともに人にやさしいサービスを提供するよう努めていただくことを求めている。
計画の概要	●市域全体の整備に関する基本計画 整備内容の項目：建築物、道路、公園、公共交通施設、公共サイン、その他の 6 項目について、それぞれ「整備基準」及び「解説と設置方法」を示しています。 〈例〉 建築物・出入口  ●モデル地区整備計画 パティオ池鯉鮒（知立市文化会館）周辺をモデル地区に定め、建築物、道路、公園、公共サインの4分野の整備を計画している。
ユニバーサルデザイン 関連施策等	計画全般

計 画 名	知立市障がい者計画／知立市障がい福祉計画・障がい児福祉計画
策 定 年 月	・知立市障がい者計画：平成 27 年 3 月 ・知立市障がい福祉計画、障がい児福祉計画：平成 30 年 3 月
策 定 期 間	・第 3 期障がい者計画：平成 27 年度から平成 32 年度 ・第 5 期障がい福祉計画、第 1 期障がい児福祉計画：平成 30 年度から平成 32 年度
策定の目的	障がい者に関連する各種制度・法律等は近年大きく変化しており、障がいのある人を取り巻く環境は、わが国全体で大きな転換期を迎えている。 そのため、本市においてもこのような動向を踏まえつつ、計画の見直しを行い、知立市における障がい保険福祉施策の計画的な推進を図ることを目的とする。
計画の概要	●基本理念 わかりあい、支えあい、みんなでつくる安心でいきいきと暮らせるまち ●基本目標 ○障がい者の個人の尊厳が守られ、いきいきと暮らせる豊かなまちづくり 障がい者の自立と社会参加を支えつつ、障がい者が個人としての尊厳にふさわしい日常生活や社会生活を営むことができるよう各種施策の充実を図り、障がい者が社会との活発な関わりを持ち、地域社会に貢献する十分な機会を得ながら、いきいきと暮らせる豊かなまちづくりを目指す。 ○みんなで障がい者の自立を支援する、安心であたたかいまちづくり 地域や学校教育、就労の場などのさまざまな場面において、障がい者についての理解促進により一層取り組み、コミュニケーションの機会を充実させ、障がい者を支える市民意識を育んでいきます。そして、多様な主体が連携する機会を充実させていくことで、みんなが一体となった、持続・発展的な障がい者施策の推進が展開され、障がい者が安心して暮らせるあたたかいまちづくりを目指す。
ユニバーサルデザイン 関連施策等	（１）人にやさしいまちづくりの推進 ①人にやさしい街づくり推進計画、ユニバーサルデザインの推進 ・人にやさしい街づくり推進計画の周知を図ります。 ・モデル地区整備の推進と進捗状況の検証を行います。 ・公共施設や名鉄知立駅等におけるユニバーサルデザインを推進します。 ②住宅改修等の推進

	・住宅改修費の助成にともなうバリアフリー化の助言など安心して暮らせる住まいの充実を図ります。 ・市営住宅の段差解消や手すりの設置などのバリアフリー化を推進します。 ③交通環境におけるバリアフリー化 ・名鉄知立駅の改築や高架工事、駅舎築造等に際して事業主に対しバリアフリー化の推進を要請します。 ・各交通機関等に対しバリアフリー化の推進を要請します。 ④公立文教施設のバリアフリー化 ・学校などの公立文教施設のバリアフリー化を図ります。 （２）歩道・公園等の整備 ①公園等の整備 ・新設公園への多目的（多機能）トイレの設置を進めます。 ・既存公園トイレの障がいに対応した改修を検討します。 ・既存公園設備の年次計画による継続的な改善を行います。 ②外出時に支障となる歩道等の整備 ・障がい者の外出時に支障となる歩道の状況や交通の整備状況などの見直しを進めます。
--	--

計 画 名	知立市都市計画マスタープラン
策 定 年 月	当 初：平成 8 年 3 月 見直し：平成 19 年 3 月
計 画 期 間	2007 年（平成 19 年）から 2021 年（平成 33 年）
策定の目的	都市計画マスタープランは、本市の将来都市像や土地利用を明らかにするとともに、各地域ごとのまちづくりの方針を定めるなど、将来に向けた都市計画の総合的な指針としての役割を果たす。
計画の概要	●都市づくりの理念と目標 みんなでつくる 暮らしやすく 人が集まる 輝きのある まち 「住む人にとって暮らしやすいまちづくり」とともに、「さまざまな人々が集い、交流するまちづくり」を通じて、「輝きある個性と魅力を放つまち」をめざします。 《都市づくりの目標》 ■安心して快適に暮らせる都市 の実現 ■みどり豊かなうるおいのある都市 の実現 ■人と物の交流による活力ある都市 の実現 ■連携と協働、みんなでつくる都市 の実現 ●人口フレーム 目標年次である平成 33 年の人口を 73,000 人と設定する。
ユニバーサルデザイン 関連施策等	●都市環境形成の方針（全体構想） 人にやさしいまちづくり推進協議会で計画される区域を中心に、歩道等のバリアフリー化を推進します。また、知立市ユニバーサルデザイン推進計画を定め、すべての人にやさしいまちづくりを推進します。 ●北部地域・中部地域：地域環境の保全・創出の方針（地域構想） 知立駅周辺は、バリアフリー化やユニバーサルデザインに配慮した施設の改善を図ります。 ●中心市街地（知立駅周辺）のまちづくり ①都市施設等の整備推進 ②街なか居住の維持・促進 ③居住者、来街者にやさしいまちづくり 歩行者優先のまちづくりを進めるとともに、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進めます。 ④知立らしさを醸し出す景観形成

(3) 現状の把握

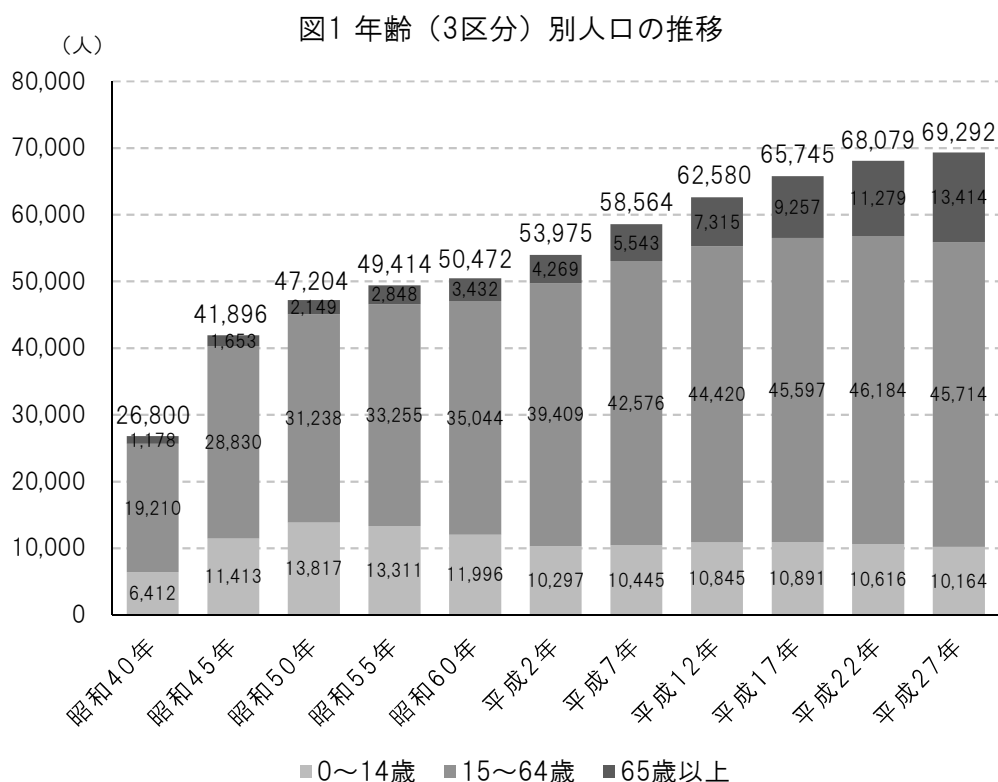
1) 知立市民の現状

① 人口の推移

本市の総人口は年々増加傾向にあり、平成 27 年では 69,292 人（国勢調査・年齢不詳除く）となっています。

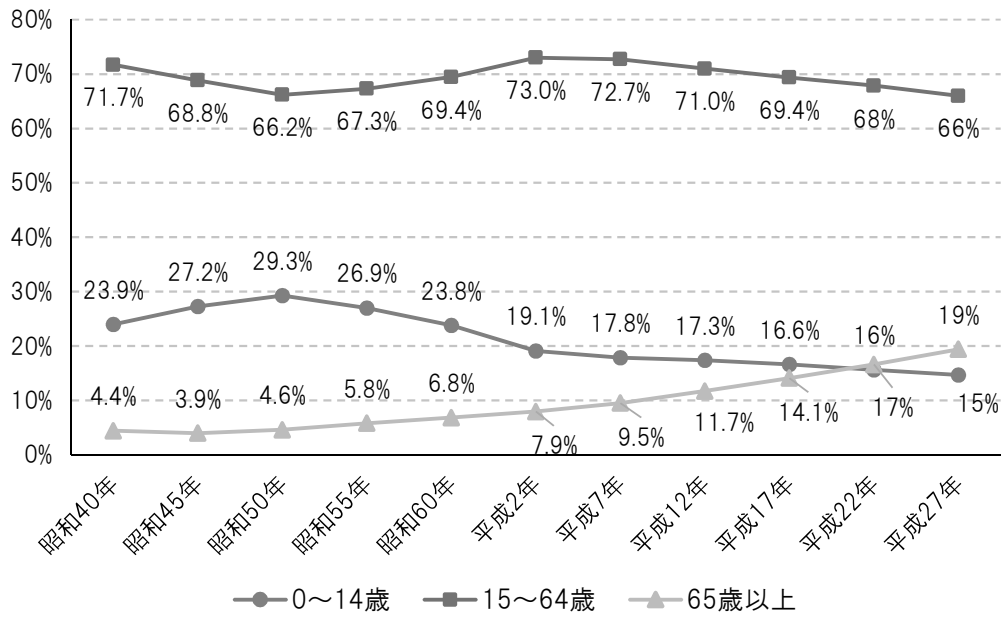
年齢（3 区分）別の人口をみると、65 歳以上の高齢者人口は増加を続けており、人口に占める割合（高齢化率）は平成 27 年で 19%となっています。

また、15 歳未満の年少人口については減少傾向にあり、総人口に占める割合は平成 27 年で 14%となっています。総人口は増加傾向にありますが、年少人口及び生産年齢人口がともに減少傾向にあるのに対して、高齢者人口は増加の一途をたどっており、少子化・高齢化が進展していると言えます。



※年齢不詳は含まない。
資料：知立の統計（国勢調査）

図2 年齢（3区分）別人口構成比率の推移

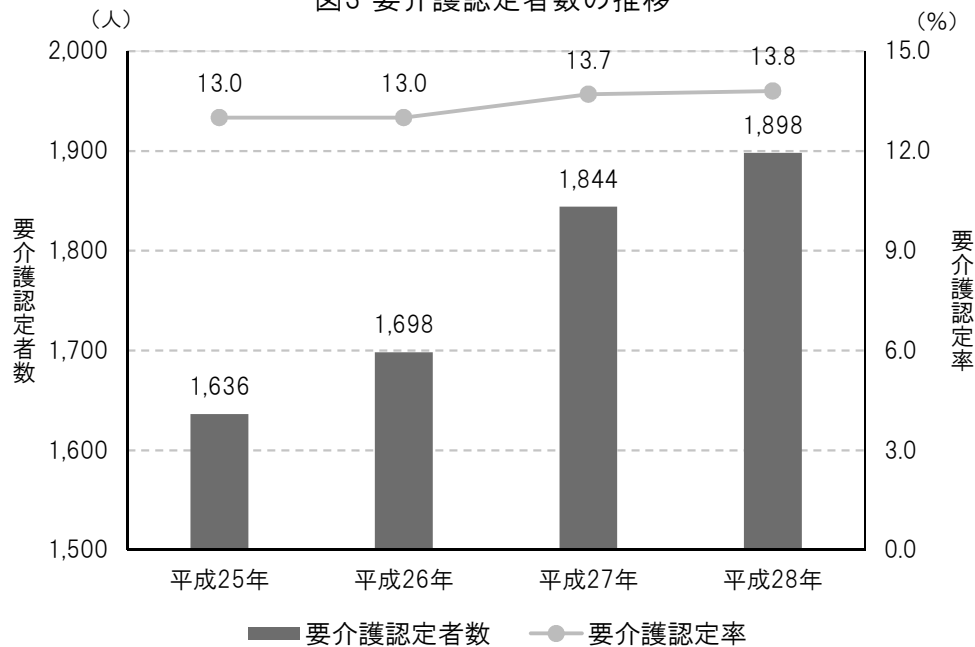


資料：知立の統計（国勢調査）

② 高齢者

要介護認定率*は平成 28 年で 13.8%となっており、高齢化の進展等に伴って、介護認定を受けている方は増加傾向にあります。

図3 要介護認定者数の推移

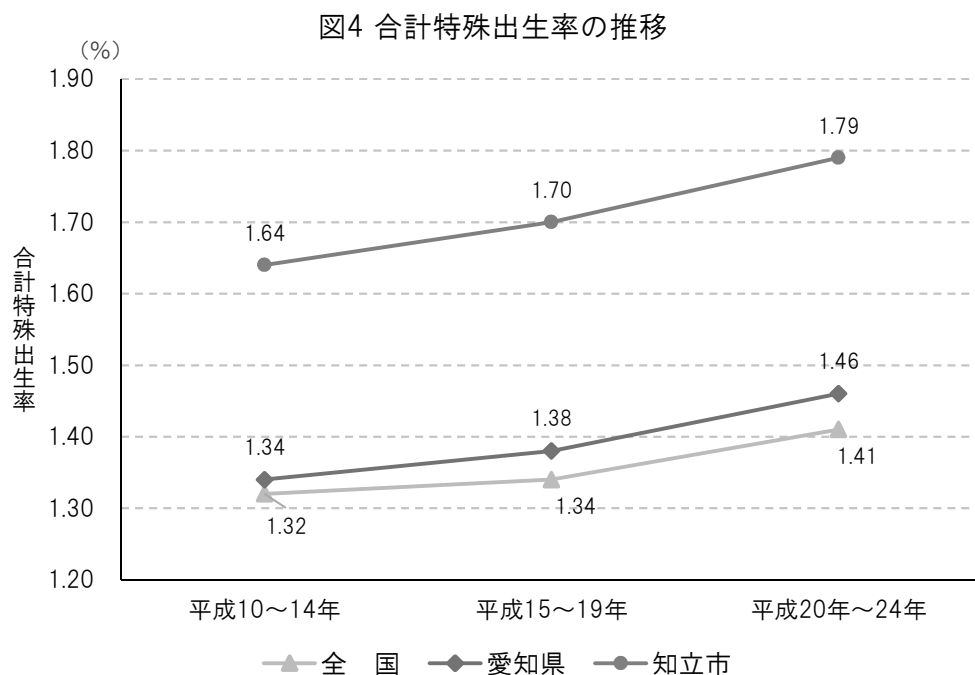


資料：第7期要介護保険事業計画・第8次高齢者福祉計画

*要介護認定率：要支援・要介護認定者の65歳以上人口に占める割合。

③ 少子化

合計特殊出生率*は、国・県と比べ、本市は高い水準で推移しています。



資料：知立市人口ビジョン・まち・ひと・しごと創生総合戦略

④ 障がい者

身体障がい者（児）の状況をみると、平成 30 年度は 1,752 人となっています。

内訳は、「肢体不自由」が半数を占めており、次いで「内部障がい」、「聴覚言語機能障がい」、「視覚障がい」の順に多くなっています。

また、知的障がい者（児）の状況をみると、平成 30 年度は 443 人となっており、年々増加傾向にあります。

*合計特殊出生率：女性の年齢別出生率を 15～49 歳にわたって合計した数値で、代表的な出生力の指標。その値は、女性がその年齢別出生率にしたがって子どもを生んだ場合、生涯に生む平均の子ども数に相当します。

表 1 身体障がい者（児）の状況

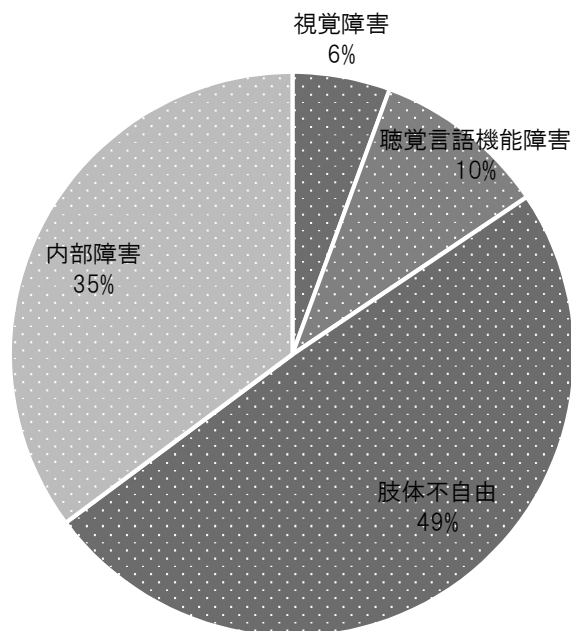
(単位：人)

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
視覚障がい	99(1)	95(1)	94(1)	95(1)	98(1)
聴覚言語機能障がい	176(3)	179(6)	187(8)	177(8)	175(8)
肢体不自由	940(28)	939(29)	910(26)	888(30)	863(32)
内部障がい	537(14)	562(11)	583(12)	602(11)	616(11)
総 数	1,752(46)	1,775(48)	1,774(46)	1,762(50)	1,752(52)

※（ ）内の数値は、18 歳未満の身体障がい者を内数で示したもの。

資料：知立の統計

図5 身体障がい者（児）の状況（平成30年）



資料：知立の統計

表 2 知的障がい者（児）の状況

(単位：人)

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
重 度	152(45)	155(40)	158(36)	160(40)	165(42)
中 度	83(18)	91(23)	96(22)	105(28)	106(29)
軽 度	130(74)	133(75)	138(75)	157(79)	172(79)
総 数	365(137)	379(138)	392(133)	422(147)	443(150)

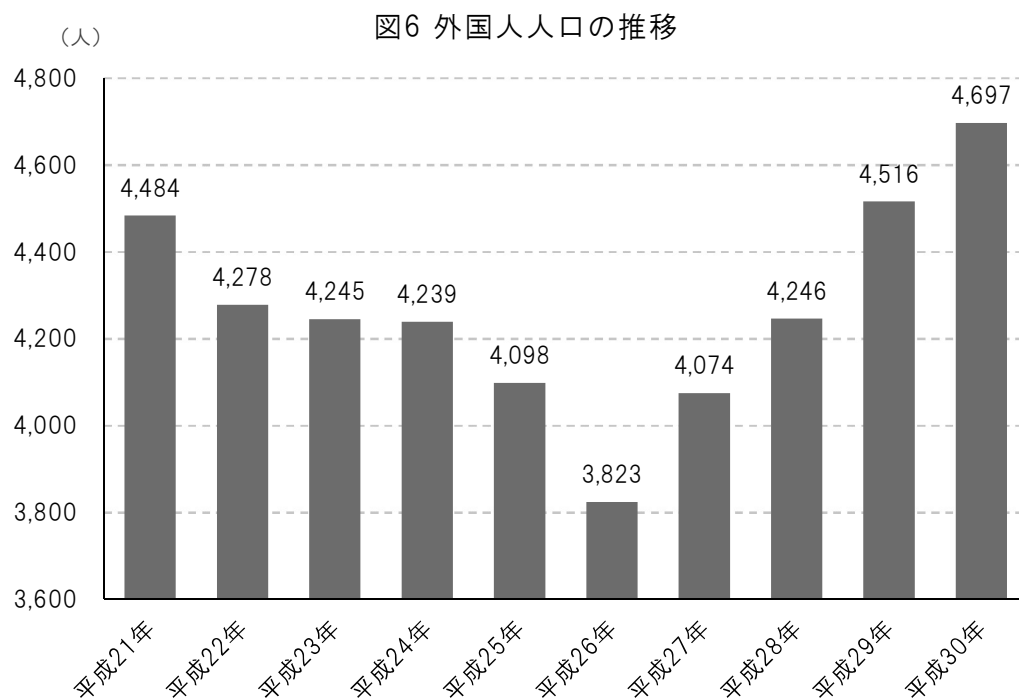
※（ ）内の数値は、18 歳未満の知的障がい者を内数で示したもの。

資料：知立の統計

⑤ 外国人

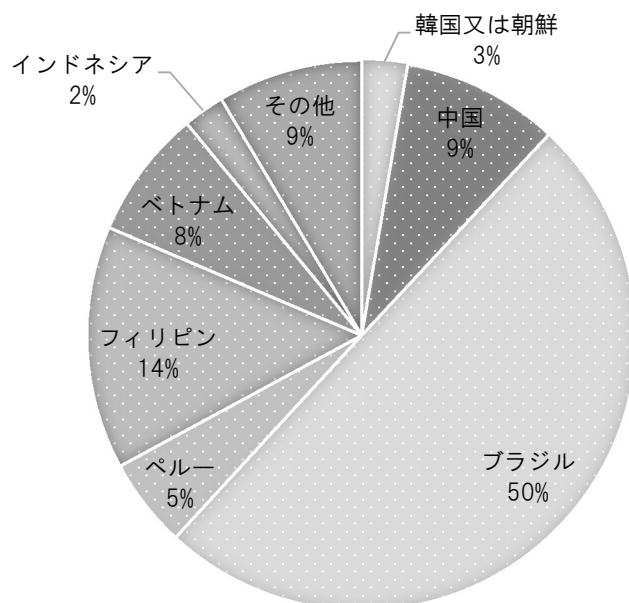
住民基本台帳によると、外国人人口は、平成 30 年には 4,697 人であり、総人口の約 6.5%となっています。平成 21 年以降減少傾向にありましたが、平成 26 年以降は年々増加傾向が見られます。

国籍別にみると、「ブラジル」が最も多く外国人人口の半数となっており、次いで「フィリピン」、「中国」、「ベトナム」、「ペルー」の順に多くなっています。



住民基本台帳人口
資料：知立の統計

図7 国籍別外国人の割合（平成30年）

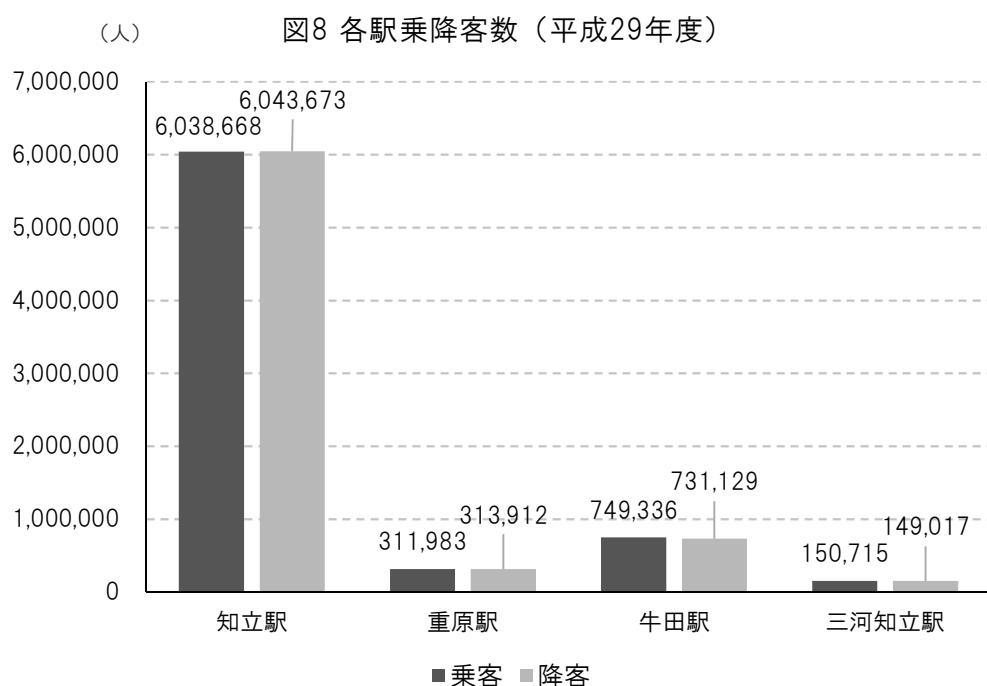


資料：知立の統計

2) 交通機関の利用状況

① 鉄道

市内には名鉄名古屋本線と名鉄三河線が走り、年間乗車人員が最も多い鉄道駅は名鉄知立駅で、平成 29 年度には約 6,039 千人となっています。次いで、牛田駅が約 749 千人、重原駅が約 312 千人、三河知立駅が約 151 千人となっています。



資料：知立の統計

また、知立市の中心市街地である名鉄知立駅周辺地区では連続立体交差事業が実施されており、駅舎改修や名鉄名古屋本線・三河線の踏切廃止が行われることに加え、土地区画整理事業等が実施されています。

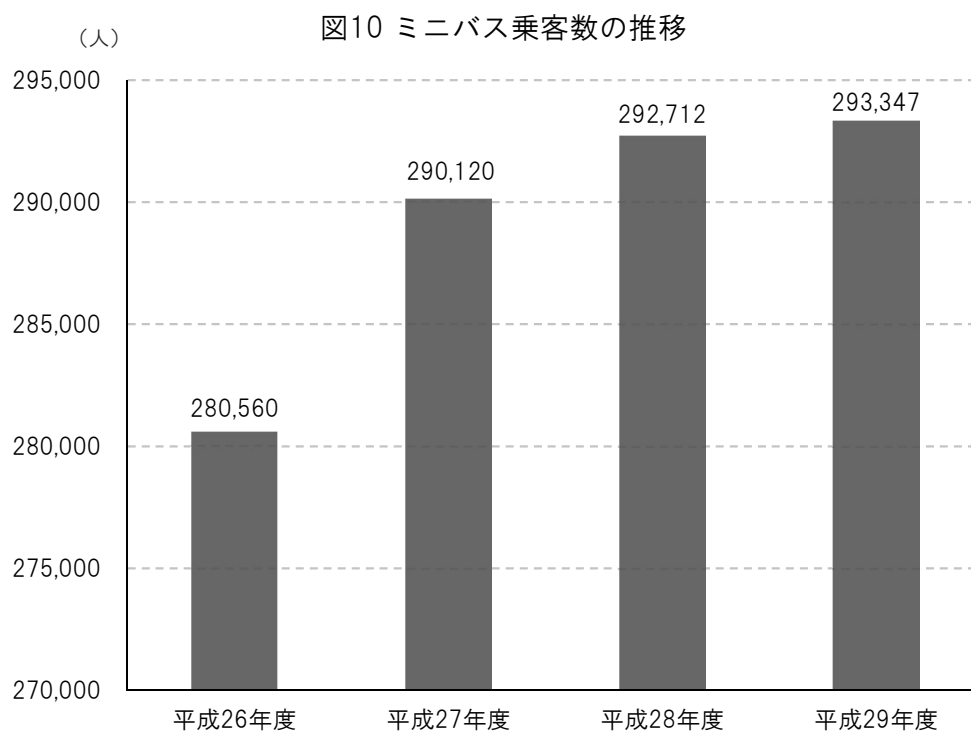
図 9 知立駅周辺連続立体交差事業の完成予想図



資料：愛知県知立建設事務所ホームページ

② バス

コミュニティバス（ミニバス）の乗客数は、平成 29 年度で 293,347 人となっており、平成 25 年度以降、年々増加しています。



資料：知立の統計

3) 治安

刑法犯発生件数は平成 25 年以降減少を続けていますが、平成 29 年には 668 件発生しています。罪種別には窃盗犯が最も多く、全刑法犯のおよそ 7 割を占めています。

現在、市や町内会が所有する青色防犯パトロール車を使用して、地域の防犯に取り組む町内会、防犯団体や市職員が巡回を行っており、犯罪の予防に努めています。

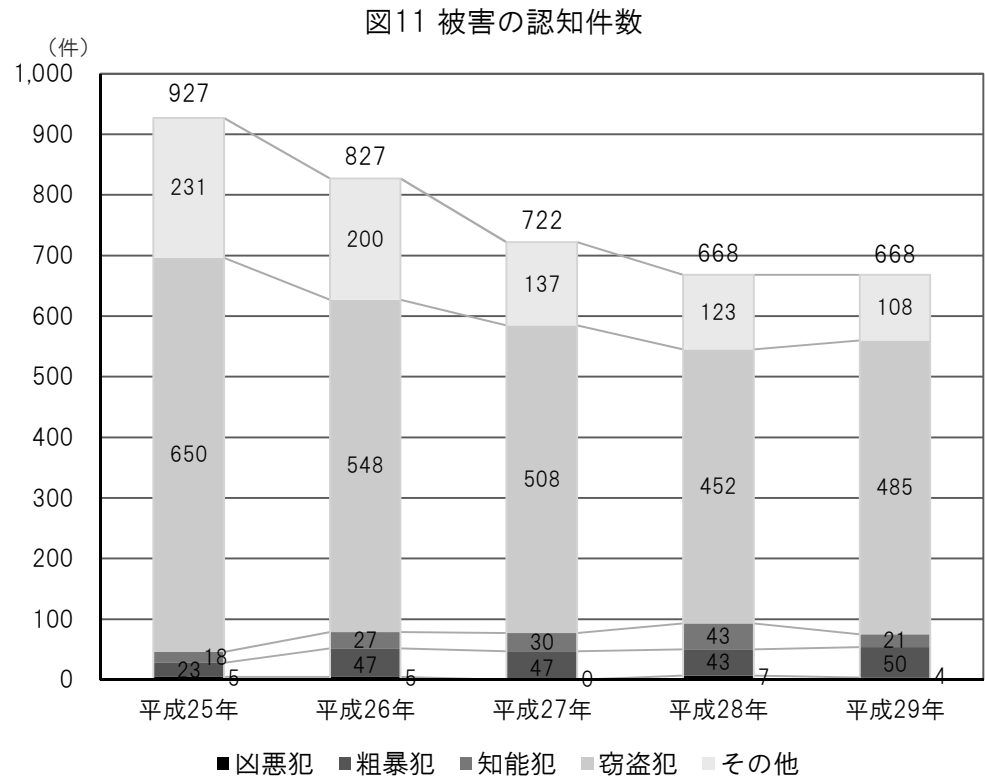


表 3 被害の認知件数

(単位：件)

	平成 28 年	平成 29 年	増 減	増減率
凶 悪 犯	7	4	-3	-42.9%
粗 暴 犯	43	50	7	16.3%
知 能 犯	43	21	-22	-51.2%
窃 盗 犯	452	485	33	7.3%
そ の 他	123	108	-15	-12.2%
合 計	668	668	0	0.0%

資料：知立の統計

4) 市の取り組み

本市は、平成 10 年に人にやさしい街づくり推進計画を策定し、翌年から人にやさしい街づくり推進協議会を開催し、ユニバーサルデザインに関連するまちづくりについて協議を行っています。

「人にやさしい街づくり推進計画」でモデル地区に位置づけられた知立市文化会館周辺整備にユニバーサルデザインが取り入れられており、知立市文化会館は「人にやさしい街づくり賞（第 6 回：平成 12 年度）」を受賞しました。

知立市ユニバーサルデザイン基本計画

発 行 知立市
〒472-8666 知立市広見三丁目1番地
0566-83-1111（代表）
発行年月 2019年3月
編 集 都市整備部 都市計画課